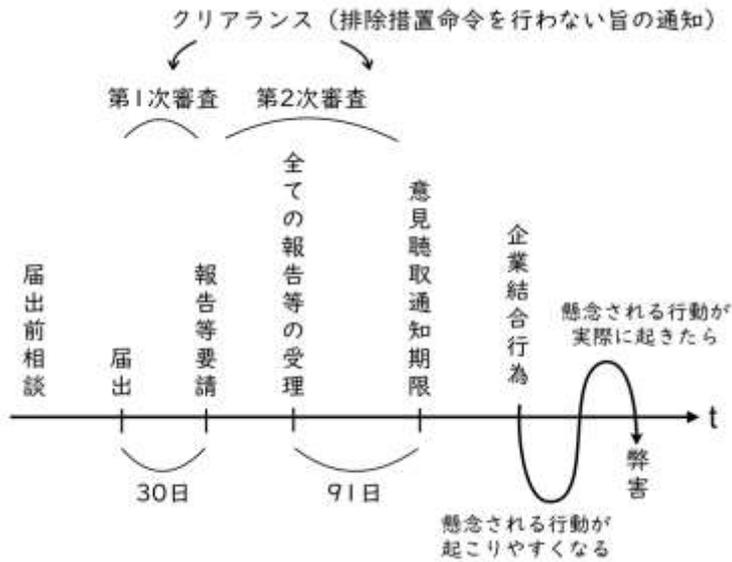


I 企業結合（基本的説明）



3 企業結合規制の制度・条文の構造

- ・違反要件
 - 10条では1項
 - 不公正な取引方法は省略
 - 企業結合ガイドライン
- ・届出要件
 - 10条では2項～7項
- ・企業結合審査手続
 - 10条では8項～14項
 - 企業結合手続方針

4 行為要件

満たすと事前規制の対象となる
どれに該当しても他の違反要件は同じ

- 会社による株式取得（10条）
- 役員兼任（13条）
- 会社以外による株式取得（14条）
- 合併（15条）
- 共同新設分割・吸収分割（15条の2）
- 共同株式移転（15条の3）
- 事業譲受け等（16条）

受け皿条項 (17 条)

5 その他の違反要件

「により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」

企業結合行為によって「一定の…制限する」となりやすくなる（「こととなる」）

- ① 企業結合行為によって「懸念される行動」が起こりやすくなる
- ② 「懸念される行動」が起これば「一定の…制限する」となる
- ③ 「により」

factual > counterfactual

6 ①懸念される行動が起こりやすく

・ 水平型企業結合

価格等の同一化

合併などで完全一体化なら議論されない

少数株式取得などで問題となり得る

・ 垂直型企業結合・ 混合型企業結合

閉鎖行動

投入物閉鎖・ 顧客閉鎖・ 組合せ供給

情報入手

排除……閉鎖行動とあいまって排除

協調的行動

7 ②一定の……競争の実質的制限

・ 市場画定

需要者と、需要者の選択肢となる供給者

需要の代替性・ 供給の代替性

・ 競争の実質的制限

正当化理由なく

価格等の競争変数が左右される

内発的牽制力

他の供給者による牽制力

既存・ 参入（輸入）・ 隣接市場

需要者による牽制力

8 ③により

因果関係

並行的な企業結合

H28 企 3〔石油会社並行的企業結合〕

もともと競争変数が左右されている場合

H27 企 1〔日本製紙／特種東海製紙〕

企業結合行為の有無にかかわらず同じ場合

H30 企 7〔USEN／キャンシステム〕

需要減少で現状維持を望むべくもない場合

H30 企 10〔ふくおか FG／十八銀行〕（長崎県事案の対馬等 3 市場）

9 地域特例法（地域における…法律）

地域銀行・乗合バスについて対馬等 3 市場と同様の状況があるなどの認可条件のもとで
主務大臣が認可すれば独禁法適用除外

企業結合

公取委に協議

他の市場が独禁法違反でないこと確認

青森銀行／みちのく銀行 R4-03

共同経営（乗合バスのみ）

対馬等 3 市場と同様でない市場が共同経営

協定の対象外であることも認可条件

熊本・岡山・前橋・徳島・長崎市

10 届出要件

「企業結合集団」の「国内売上高合計額」

10 条 2 項～7 項で、共通概念の定義と、株式取得の各論

15 条、15 条の 2、15 条の 3、16 条の各 2 項

（15 条の 2 は 2 項・3 項）

各類型の各論

11 企業結合審査手続

最近届出前相談に重点が置かれる傾向？

企業結合事例集に掲載された難度の高そうな事案が届出から何日でクリアランス

（「9 条通知」）を得ているかを、「企業結合の届出一覧」で見てみるなど

第 2 次審査に入ったら公表される

Ⅱ グローバルウェーハズ／シルトロニック

13 公表文 & 審査結果 1-2 頁

「13.7% → 70.0%以上」議決権取得 → 10 条

「全ての報告等の受理」まで 3 か月半

意見聴取通知期限が 1 月 3 日

クリアランスまで 1 か月半

14 一定の取引分野（市場画定） 3-6

- ・シリコンとシリコン以外 → なし・なし
- ・シリコンウェーハの中
 - 需要の代替性は限定的
 - 供給の代替性
 - CZ 法・MCZ 法は有
 - 150mm 以下は有
 - non-p と p は有、だが慎重を期して別扱い
 - 異なるドーパントの間では有
 - 異なる結晶方位の間では有
- ・地理的範囲 → 世界全体

15 「独占禁止法条の評価」 8-11

- ・競争の実質的制限（企業結合後の）
 - 多くの事例の暗黙の前提：企業結合前は競争の実質的制限なく、企業結合後に競争の実質的制限あれば、因果関係を満たす
 - 「単独行動」 8-11 と「協調的行動」 11
- ・内発的牽制力
 - 議決権保有比率 70.0%となるので考えない
- ・他の供給者による牽制力
 - 既存の供給者 供給余力あり p8
 - 参入 容易だが一定期間は必要 p9
 - 隣接市場 限定的 p9
 - 市場画定の敗者復活によく使われる項目
- ・需要者からの牽制力
 - 競争活発で強い価格交渉力 p9
- ・経済分析 単体で違反根拠とする段階ではない

白石教授からレジュメに基づき説明が行われた後、概要、以下のとおり議論が行われた。

- 供給の代替性について、「新たに製造設備を導入するためには一定の費用と期間が掛かる」（公表文4頁）「異なる種類のドーパントに切り替える場合、製造装置の洗浄等が必要となるが、新たな設備を導入する必要はない」（5頁）といったことが考慮されているが、金銭的・時間的コストは程度問題であり、どの程度なら結論に影響するのかよく分からない。

- 公表文に記載される内容は、ある程度抽象化されている。実際にはより具体的な検討がされたことを想像しながら読む必要がある。

公取委は、別個に検討しても、ひとまとめにしても状況が変わらず、影響がない場合に、供給の代替性があるとして、まとめて検討するようにしているように思われる。市場画定のみで結論が決まってしまうことはない。

- 同じ箇所について、結論が変わらないだろうとはいえ、供給の代替性があり、事業者側は同じ商品と考えているようなものを、公取委の裁量で何でも分けて検討してよいのだろうか。

- ポリッシュドとノンポリッシュドの区別について、具体的なことは分からないが、多少の手間の違いにとどまるのであれば、厳密には需要の代替性もあるのかもしれない。

ポリッシュド市場では当事会社の存在感が大きく、比較するとノンポリッシュド市場では小さいから、ひとまとめにすると当事会社の存在感が小さく見えてしまう、ということが、公取委が市場を分けた説明のようである。当局としては、両市場で当事会社のシェアに差があるのは、何らかの理由があるのだろうから、念のため分けたのではないか。仮に、1つの市場ともいえるものを別々に画定した場合、ライバルを市場内の競争業者として考えるか、隣接市場からの競争圧力として考えるか、という名目の違いはあっても、結局同じことを検討をしているともいえる。

- 「認定審査」（第4の2(1)ア）は一定期間を要する手続きとされ、供給の代替性を妨げる事情として登場しているが、需要者の視点から見ると、需要者にとっての切り替えの負担、つまり需要の代替性として考慮することもできるのではないか。白石先生のご説明では「需要の代替性と供給の代替性の区別は相対的なもの」とおっしゃっていたが、両者ははっきりと線引きできるものではないということか。

- もちろん、純粋な供給の代替性の問題や、純粋な需要の代替性の問題はあるが、加えて、両方が混在することもある。例えば、ネット販売とリアル販売の間の切り替えの間

題は、需要者の行動変容を要するという意味では需要の代替性として、供給者が新たな形態での出店を要するという意味では供給の代替性として、論じることができる。

以上